

高座清掃施設組合議会会議録

平成21年第1回臨時会

平成21年6月24日

平成21年第1回高座清掃施設組合議会臨時会会議録

平成21年6月24日（水）第1回高座清掃施設組合議会臨時会を海老名市役所議場に招集した。

1 出席議員 13名

山本 愈 君	沖本 浩二 君
近藤 洋 君	佐藤 弥斗 君
松本 春男 君	倉橋 正美 君
松澤 堅二 君	鶴指 眞澄 君
綱嶋 洋一 君	志村 憲一 君
吉田 富雄 君	相原 繁 君
小野 たづ子 君	

2 欠席議員 2名

吉川 重夫 君	市川 敏彦 君
---------	---------

3 付議事件

日程第5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第6号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 議案第7号 高座清掃施設組合の休日を定める条例の制定について

日程第8 議案第8号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について

4 説明のため出席した者 9名

組 合 長 内 野 優	事 務 次 長 赤 澤 真 二
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	企 画 財 政 課 長 中 村 大 義
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	施 設 課 長 芳 賀 順 一
会 計 管 理 者 飯 寫 民 夫	整 備 担 当 主 幹 小 野 沢 直 仁
事 務 局 長 山 崎 孝 雄	

5 出席した事務局職員 2名

総務課主査 丸 岡 太 総務課主任主事 武 井 真 吾

6 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎議長 (山本 愈君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成21年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のごあいさつをお願いします。組合長。

◎組合長 (内野 優君) 議員の皆様方におかれましては、いろいろとお忙しいなか平成21年第1回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、5月15日に綾瀬市さんで議員の役選が行われ、その中で組合議会議員が交代されましたことに伴う人事案件と、報告事項及び条例の制定案件2件がございます。

各市の6月議会が終了した直後の時期ではございますが、よろしくお申し上げます。

◎議長 (山本 愈君) 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありま

すので、ご了承を願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたのでお手もとに配布したとおりであります。

報告事項でありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(山本 愈君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において小野 たづ子議員、相原 繁議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

2番 吉川重夫議員、3番 松本春男議員、
4番 松澤堅二議員、5番 綱嶋洋一議員、
6番 近藤 洋議員

以上でございます。

次に、日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(山本 愈君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(山本 愈君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に近藤 洋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました近藤 洋議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(山本 愈君) ご異議なしと認めます。よって、近藤 洋議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました近藤 洋議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは副議長に当選されました近藤 洋議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

◎副議長(近藤 洋君) ただいま議長さんよりご指名いただき副議長の職につかせていただくことになりました。身に余る光栄に存じます。

ぜひ、議員の皆様方のご支援をいただきまして、議長の補佐役として一生懸命努力する所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

◎議長(山本 愈君) ありがとうございました。

次に、組合長より本臨時会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) 本日、ご提案申し上げます案件につきまして、一括ご説明申し上げます。

初めに、日程第5 報告第1号専決処分の承認を求めることについて(高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)で、急施を要し、

専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、日程第 6 議案第 6 号高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、現在空席となっておりますので、その後任の選任につき、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、のちほど説明を申し上げます。

次に、日程第 7 議案第 7 号高座清掃施設組合の休日を定める条例の制定につきましては、地方自治体の休日等を地方自治法第 4 条の 2 の規定により高座清掃施設組合が行政機関としての休日を定める必要があるためでございます。

次に、日程第 8 議案第 8 号高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第 55 条の 2 第 6 項の規定する職員は給与を受けながら、職員団体のための業務及びその活動ができないとありますが、その禁止事項の特例を定めるためのものでございます。

詳細につきましては、事務局長から、のちほど説明いたします。

以上のとおりでございますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山本 愈君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

◎議長（山本 愈君） 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて「高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は、3 ページから 5 ページでございます。

この専決処分については、期末及び勤勉手当の基準日である 6 月 1 日までに施行

しなければならず、構成市議会等との日程調整が困難であったため、地方自治法第179条第1項・議会を招集する時間的余裕がないと認める時との規定に基づき長の専決処分としたものです。

次ページの専決処分書にありますように平成21年5月25日付で処理させていただきました。

条例改正の内容についてご説明いたします。

附則第7項、期末手当特例措置関係でございますが常勤一般職職員の支給率「100分の140」を「100分の125」に改め、同様に再任用職員の支給率「100分の75」を「100分の70」に改めるものでございます。

次に、附則第8項、勤勉手当特例措置関係でございますが、常勤一般職職員の支給率「100分の75」を「100分の70」に改め、同様に再任用職員の支給率「100分の35」を「100分の30」に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成21年5月31日としました。

最後に高座清掃施設組合職員の期末勤勉手当への影響につきましては、職員平均7万円減、総額約700万円の減となりました。

なお、この件につきまして職員労働組合との協議は完了してございます。

以上、たいへん雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いいたしまして説明を終わります。

◎議長（山本 愈君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。志村憲一議員。

◎議員（志村憲一君） 私は、日本共産党を代表として報告第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に対して、反対の立場から討論を行ないます。

提案理由は、ここにも書いてありますように、神奈川県人事委員会の勧告に基づき、平成21年6月に支給する期末手当及び支給率を改定するためと称して、平成21年6月に支給する期末手当の特別給ボーナスを、給与の0.2ヶ月分削減する特例措置をとりましたが、もともと人事院勧告は、民間の一時金について、前年の冬とその年の夏の支給額を調査し、その結果に基づいて、8月に勧告しその年度の一時金に反映するものであります。ところが、今回の勧告はこのルールを無視したうえ、前倒しで減額するという前代未聞の勧告であります。しかも、人事院は、このルールを破り、4月に臨時調査を実施し、通常では1万1千企業を対面調査するのに、今回は2千700社を対象に郵送調査しただけであります。同時に、サンプル数が少なくボーナスを決定した企業は、一割しかなかったという杜撰な調査であります。こんな杜撰な調査による勧告の影響を受ける労働者が600万人ものぼるうえ、民間の一時金引き下げの口述に使われれば、極めて重要であります。さらに、今の深刻な景気悪化の中、家計を応援し内需主導経済に切替える時に特別給削減は、経済にマイナスの影響を与えることは明白であります。施設組合でも職員一人当たりの引き下げ額の平均は、7万円あります。

これでは、住宅ローン等の返済計画が立たないなど深刻であります。そして、公務員の賃金を下げて民間労働者の、賃金を抑える狙いがある夏季一時金の引き下げには、とうてい認めることが出来ないことを、表明して討論を終わります。

◎議長（山本 愈君） 次に、賛成意見はありますか。

◎議長（山本 愈君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（山本 愈君） 挙手多数であります。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）は、承認することに決しました。

◎議長（山本 愈君） 次に、日程第6 議案第6号高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。組合長の説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 議案第6号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

現在空席となっております監査委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。吉川 重夫議員を選任いたしたいと思っておりますので、よろしくご同意頂くことをお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（山本 愈君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） 質疑を終結いたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

本案を原案のとおり同意するに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（山本 愈君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

◎議長（山本 愈君） 日程第7 議案第7号高座清掃施設組合の休日を定める条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 議案第7号 高座清掃施設組合の休日を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書は7、8ページでございます。提案理由につきましては、地方自治法の規定に基づき、行政機関としての休日について所要の措置を定めたいためです。

これまで、組合は構成三市の条例を準用し、同様の休日で執務を行ってまいりましたが、条例の整備という観点から今回の議会に上程させていただきました。

条例の内容につきましては、第2条に具体的な休日を定め、第3条に期限の特例ということで、組合に対しての申請・届出等の期限が組合の休日と重なった場合には、その翌日をもって期限日とするという特例を定めたものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日とします。

以上、たいへん雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたしまして説明を終わります。

◎議長（山本 愈君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

◎議長（山本 愈君） 次に、賛成意見はありますか。

◎議長（山本 愈君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（山本 愈君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号 高座清掃施設組合の休日を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長 日程第8 議案第8号高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 議案第8号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の9・10ページでございます。提案理由については、地方公務員法の規定に基づき、職員団体のための職員の行為の制限の特例について所要の措置を定めたいためです。

職員は原則として給与を受けながら職員団体のための業務を行い、または活動をしてはならないこととされていますが、この禁止の特例を定めるものでございます。

議案第7号と同様に構成三市の条例を準用してまいりましたが、条例の整備という観点から今回の議会に上程をさせていただきました。

条例の内容につきましては、条例第2条で給与を受けながらできる職員団体のための業務を行うこと、また活動をするについて定めています。

第1号では、地方公務員法第55条第8項の規定される適法な交渉を行う場合、第2号では、勤務時間・休暇等の条例第9条に規定される祝日、年末年始の休日並びに年次有給休暇及び休職の期間において、勤務を命ぜられた場合を除いて活動等を認めています。

なお、施行期日は、公布の日とします。また、この件につきまして職員労働組合との協議は完了してございます。

以上、たいへん雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたします。

◎議長（山本 愈君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山本 愈君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(山本 愈君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

◎議長(山本 愈君) 次に、賛成意見はありますか。

◎議長(山本 愈君) 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長(山本 愈君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長(山本 愈君) 本日提案された議案については、全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦勞様でした。

(午後2時50分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成21年6月24日

高座清掃施設組合議会議長 山 本 愈

高座清掃施設組合議会署名議員 小 野 たづ子

高座清掃施設組合議会署名議員 相 原 繁